

北海道大学 入試問題の利用について

北海道大学学務部入試課

本学では、入試問題の利用については特に制限を設けておりませんが、以下の条件に留意の上、適切にご使用願います。

- ① 本学入試問題の著作権は、北海道大学に帰属します。
- ② 入試問題を利用する団体等が、出典を明示すること、責任の所在を明確にすることが必要です。
- ③ 本学試験問題を原本どおり使用できない場合には、改変したことを必ず明示願います。
- ④ 二次利用する場合において、問題に引用されている作品等がある場合には、使用する団体等が責任をもって、本学に対してではなくそれぞれの著作権者（作品の著者等）に対して、著作権処理を行っていただく必要があります。
- ⑤ 解答・解説等を独自に作成・掲載するに当たっては、閲覧される方が「本学が公表している解答例・解説」と誤解してしまうことがないように、掲載方法等についてご配慮願います。

【問い合わせ先】

北海道大学学務部入試課

〒060-0817 札幌市北区北 17 条西 8 丁目

TEL : 011-706-7484 FAX : 011-706-7488

小 論 文

(法 学 部)

9 : 30 ~ 12 : 30

解 答 上 の 注 意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題紙を開いてはならない。
2. 問題紙は 14 ページある。
3. 解答用紙は

解答用紙番号
小論文 0—1

 (問題[1]用),

解答用紙番号
小論文 0—2

 (問題[2]用)
の 2 枚である。
4. 解答用紙は 2 枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号および座席番号(上下 2 箇所)は、監督者の指示に従って、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入せよ。
7. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
8. 問題紙の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
9. 下書き用紙は回収しない。

1 次の文章を読んで、問いに答えなさい。

法学(法律学)とは法に対する学問(系統的知識の全体)である。法とは何かということは、以下いろいろの角度から研究されなければならないが、いちおう、これを社会生活の準則(規範)だと考えることができる。したがって、社会生活をいとなむ以上、法に対する正しい知識が必要であり、ここに法学を必要とするゆえんがある。

たとえば、遺言には氏名を自署しなければならない(民法九六八条)という法律の規定があるが、氏だけを書いて名を書かなかった場合には遺言は有効か無効かというような法の解釈にも法に対する正しい知識を必要とする。また、法を制定する場合(立法)も同様である。また、一般市民として日常生活をする上にも、法に対する正しい知識がないと思わぬ損をすることがある。たとえば、土地を買って代金を払ったが、登記をしておかないと、土地は他の人にとられて、代金は払い損となることがある。

ただ、法に対する正しい知識をうるということは、けっして個々の条文を知ったり、個々の立法問題の研究にとどまるものではなく、法全体に対する正しい考え方を体得することをもいうものである。法全体(法の本質)を正しく理解してはじめて個々の法律問題に対する正しい理解も得られる。これとともに個々の問題をとおして法全体の問題を考えることも必要である。

たとえば、氏だけを書いた遺言が有効か無効かは、法が氏名を書くことを要求している目的(趣旨)から考えて判断しなければならない。このような態度は法が目的を達する手段であるという本質を理解してはじめて可能である。

しかし、法とはどんなものかということは、法学の力をまたずとも、すでに常識として一般人の知っているところである。ちょうど人間とは何かということは三歳の児童も心得ているのと同様であり、三歳の児童も人間とサルとを区別することができる。法についても、たとえば、人を殺せば、逮捕され、裁判をうけ、刑を科せられるのは、それは法が命じているからであって、法とはこういうものだということはだれでも心得ている。この常識が法を研究する基礎となるのである。

り、われわれがすでにもっている法の観念を基礎として法学の研究をすすめなければならない。法学が必要であるのは、単に法について常識だけでは明確にできなかったり、理解できない面があるからである。とくに、法には技術的な面があり、技術的な色彩の強いものは常識では理解しがたい。技術とはある目的を達する仕組であって、訴訟法(裁判の手続を定めた法律)や商法(会社の組織や活動を定めた部分をふくむ)にはこのような色彩が強いが、小は個人の活動や会社の組織・活動から大は国家の組織・活動を定める法にいたるまで、すべて技術をふくんでいる。このようなこみいった技術の面になると素人には理解しがたい。漢の高祖は法三章(殺すなかれ、傷つけるなかれ、盗むなかれ)をもって国を治め、人心をにぎったといわれるが、現代の複雑な社会を律するには法三章では不^ふ充^{じゅう}分^{ぶん}であり、法も複雑なものとならざるをえない。このような複雑な法を理解するには、法学を必要とするし、また、法の目的・法と道德との差異如何という問題や、悪法もまた法であるか、というような法の本質に関連した問題になると、常識だけで理解することはむずかしい。しかし、法学による研究の結果あまりに常識とかけはなれた結論がでるならば、それは研究に欠陥があるのであって、この点をつねに反省しなければならない。常識は法学の出発点であると同時に、その帰着点である。法はわれわれの社会生活の規範だから、それほど常識とかけはなれた結果を生じようがないのである。だから、法学を学ぶには素直な心が必要であり、形式的な論理でがんばり通すような心がけでは法を学ぶ資格はない。また、世事に関する豊富な知識も必要である。それはともあれ、法学が常識を出発点とし、これを帰着点とすることは、法学を不必要にするものでないことは、上述のところから明らかである。

法学がわれわれにとって必要なことは前述したとおりであり、われわれにとって必要な以上、その価値(値^ね打^{うち})があるといえる。しかし、法学は、はたしてわれわれが精力をかたむけて研究するにあたいする価値を有するであろうか？ 個性を重んずる文学者や芸術家は人間を画一的にあつかう法というものを嫌う傾向がつよい。これは整然と立ちならんだビルディング、どこの家でも同じ声の聞えるラジオ、規格化された道具や自動販売機などに対する反感と相通ずるものである

う。法に対する反感は法学に対する反感となり、また、法学を修めた人に対する反感となる。あるいは、法学を修めた者に対する反感が法学や法に対する嫌悪となる場合もあるとおもうが、法、法学および法学を修めた者に対する反感はいりまじって一体をなし、しかも、古今東西にわたって存在している。六法全書は悪魔のバイブルだとののしられ、また、山本有三はその小説でアンマが聴診器をもちいて法律違反に問われたのに対し、アンマに抗議させているし、杉村楚人冠もその随筆のなかで名画は墨の色も千変万化で実に^{きもち}気持ちがよいが、弁護士に事件を依頼すると依頼人のいうところを型にはめてしまい、その訴えたい^{きもち}気持ちをくんでくれないといっている。また、ガリバーは馬の国におもむいたとき、馬に対してわが国には白を黒といいくるめる人々がいるといつて法律家をののしっており、シラーはユースチニアヌスの法典を悪魔の聖書だといい、メフィストフェレスも法学をさげすんでいる。『よい法律家は^あ悪しき隣人である』(good lawyer is bad neighbour)とか『法律家は^あ悪しきキリスト教徒である』(Juristen böse Christen)という^{ことわざ}諺も人の知るところである。シナでも法律家は法術の徒としてさげすまれ、日本でも弁護士には家を貸したがる家主もあるという。また法学を学ぼうとする者も法学に興味を感じずる者はおそらく少数で、大部分はパンのために法学を学ぶのではないかとおもわれる。しかも、法律家のなかにさえ法学はつまらぬものだという感をいだく者もないではない。十九世紀のドイツの法律家にキルヒマン(Kirchmann, 1802~1884)という人があった。かれは一八四六年ベルリン刑事裁判所の検事正となり、のちにラチボールの控訴院次長になったが、産児制限を説いて懲戒免官になったというから、かなり人とは^{かわ}変った点もあったのであろう、ところもあろうに、ベルリンの法律家の集まりで『科学としての法学の無価値』(Die Wertlosigkeit der Jurisprudenz als Wissenschaft)という講演をした(この講演は同じ題名の本として一八四八年出版された)。この講演でかれは法学は科学として無価値だといった。その理由は、自然科学の対象は不変であるのに対し、法学の対象は^{かわ}始終変ること、法学の対象は立法者の不知や軽率や激情がその対象であること、法が法学の対象となることによって民衆の感情からはなれること、法学が法を明確にすることができないことなどをあげて、法学を無価値だと説いた。図書館一杯の^{ちゅうしやくしょ}註釈書、論文等も立法者に三つの訂正の

言葉があれば反古^{ほご}と化するとし、法律家を実定法によって腐った材木ばかり喰^{くら}っているうじむしだとののしった。また、法律家の仕事は建てられた家に模様をつけるような細かな仕事であって、家を建てること自体は法律家にはできないともいっている。かれの講演^{おわ}が終ったとき、聴衆はこれに魅せられて拍手喝采^{かつさい}鳴りやまなかったという。しかし、翌日になると人々はかれの講演に首をひねり出し、これに対する駁論^{はくろん}もでるにいたった。かれの講演はその当時の法律学を攻撃したものだとの見方もあり、たしかにそういう面もあるが、なんといってもかれの説くところは初学者が往々にしていただく法学に対する疑問をふくむと同時に、法学における根本問題をふくむものである。

法学の対象(法)^{かわ}が変るのは、社会が変遷する以上、当然であるが、これが法学をたよりなく感じさせるのであろう。しかし、法学も技術^{かわ}をふくむものであり、その技術は法^{かわ}が変っても無駄にならない。立法者が法を訂正しても、立法はむしろ新しい法技術の成果にほかならないのである。これは、ちょうど建物がやけ、あるいはその様式^{かわ}が変っても、従来の建築学が無駄にならないのと同じである。われわれが社会生活をいとなむことが価値あることであるならば、これを合理的に規律しようとする学問が無価値なはずはない。立法者の不知や軽率は法律学をとおして訂正されなければならない。法学が民衆の感情からはなれる傾向があることも事実であり、これは一面法律家の罪でもあるが、また、法律が画一的性質を有することや理論構成を必要とする結果でもあり、法を民衆にゆだねた場合の恣意的な結果を防止し、また、法全体の組立^{くみたて}を破壊しないためにはやむをえないとしなければならない面もある。法学が法を明確にしえないということもある程度真実であるが、ある程度法を明確にすることができることも否定し得まい。

それにしても、法をつくる原動力は政治であり、また、革命である。法学によって社会に大変革をもたらすということはなるほど期待されないことである。これをつまらぬと感ずる人、また、法学が法を完全に明確にしえないことや法学の対象^{かわ}の変ることをつまらないと思う人には、法学はつまらぬものといってもよい。以上のような点から、または感情的にこれをつまらぬと感ずるならばそれは如何ともなしえないし、また、このような人があっても嘆くには及ばない。全国民がほかの学問や仕事よりも法学が好きだということになっても困るのである。

出典：山田晟『法学(新版)』(東京大学出版会，1964年)(出題に際して，文章の一部と見出しを省略し，表記・字体等を改めた。)

問 1 法学と常識の関係に関する筆者の考えを説明しなさい。(250字以内)

問 2 法学は無価値だとする議論の内容を踏まえつつ，法学の価値に関する筆者の立場を説明しなさい。(400字以内)

2 次の文章を読んで、問いに答えなさい。

簡単に、諸分野が使う方法論を確認するだけでも、文系・理系の二元論、諸学をつながつたものとみなす一元論、あるいはバラバラの異なる学があるだけとみなす多元論まで、様々な学術の捉え方がありえます。そして、同じ一元論でも、何らかの課題解決的な研究プロジェクトのためにつながればよしとする「ゆるい」一元論か、それとも方法論レベルでの統一を求める「強い」一元論かで、また事情が違ってきます。

「強い」一元論を求める立場の人々は、多くの場合、人文社会科学における「個性記述的」な方法論の使用ができる限り減らされるべきだと見なす傾向があります。それにより、彼ら彼女らは、人文社会科学を「科学化」することになると信じています。すなわち、人文社会科学は数理科学モデルの形式化・定量化に飲み込まれるか、あるいは生物学の一分野として自然主義化されるか、という見通しが描かれるのです。両者は別々の動きであり、いずれの見解を巡っても定期的に論争が起きています。

(中略)後者に関する有名な事例を取り上げたいと思います。それは、エドワード・O・ウィルソンの『社会生物学 新しい総合』(一九七五)で提示された一連の見解と、そのあとに続いた論争です。

社会生物学は、ダーウィンの進化論を用いて、生物の集団的行動を説明しようとする試みです。たとえば、働き蜂が女王蜂の子どもを育てる場合のように、動物の一見利他的に見える行動が、どれだけ自分と近い遺伝子を効率よく残す行動に由来しているかといった点を説明してきました。

ただ、それは同時に、ヒトの性差や性別分業、婚姻、攻撃性や社会階級など、様々な人間社会の現象をも考察の対象としました。しかもウィルソンは「人文科学や社会科学も単に生物学の特殊な研究領域にすぎなくなる」との見通しを示したのです。そのため、政治的な対立を交えた激しい論争が巻き起こりました。

この対立はとても複雑で、本書では詳細を扱いきれるものではありません。ですが、自然科学の方法論で人文社会科学の領域を扱うときに起こりやすい対立の④④構造が典型的に現れているので、以下ではその点を少し細かく見てみたいと思い

ます。

当時の社会科学研究(特に社会学や人類学など)においては、ナチス・ドイツの教訓もあり、生物学的な議論を人間社会の現象と混ぜることに非常に慎重になっていました。人種衛生学が政治運動と結びついた過去の記憶が生々しかったからです。

そのため、社会生物学を批判する人々は、ヒトの行動を生物学的に説明することが、いかなる社会的影響を与えうるかについて、研究者は気をつけるべきだとの指摘を行いました。また、ウィルソンらの主張は無自覚に、経済的不平等を肯定し、男女の生得的な違いを誇張して捉える政治的イデオロギーを反映しているとの批判もなされました。このように考えた人々は社会科学の研究者だけに留まらず、スティーヴン・J・グールドや、リチャード・ルウォンティンといった生物学者もいます。

当時の社会生物学の創始者たちは、真っ向からこの批判に反論しました。彼らにとっては、批判者たちの方こそ、人間が平等で環境が全てを決定するという左派の政治イデオロギーを科学に押しつけて、研究の自由を損なおうとしていると映ったのです。また、社会的影響への配慮の必要性という指摘については重要性をあまり認識せず、女性の役割や同性愛者、経済的不平等といったセンシティブな問題に対し、仮説にもとづいた記述をすることをためらいませんでした(たとえばウィルソンの著書には、同性愛を遺伝の問題と仮定し、子どもを残さないのに同性愛が淘汰^{とうた}されないのはなぜかを論じている箇所がありましたが、現時点で同性愛に決定的な遺伝子は見つかっていません)。

現在では論争は一段落しましたが、完全に終結したというよりは、支持者と批判者が論争に飽きて棲^すみ分けたという趣もあります。また、時代が変わり、自然科学研究全般において、社会への影響や倫理的な側面を考慮する風潮が高まったことも両者の緊張感を下げたようです。

社会生物学の問題関心は行動生態学などの分野に引き継がれ、今日も研究が進展しています。他方では、従来の社会科学の諸分野も、特に生物学の影響を受けることはなく、従来通り探求され続けています。結局の所、学問の統合よりは、人間社会について考える新しい分野が増える結果に終わったのでした。

(中略)

社会生物学を巡る激しい論争は、広く社会に関わる問題を扱う学際的な分野のもう一つの特徴を物語ってもあります。そうした分野は、学術コミュニティを超えた政治的な論争にも巻き込まれやすいのです。

自然科学関係の話が続いたので、人文社会系に関わりの深い事例をあげましょう。たとえば、フェミニズム、カルチュラルスタディーズ、ポスト・モダニズム、科学技術社会論など、いずれも二〇世紀後半に論争の対象となりました。形としては「科学」であろうとしたマルクス主義などもその例に入れてもいいかもしれません。

「総合系」の環境科学は、現在進行形の国際政治と関わるだけあって、更にダイナミックです。政治、産業界、メディアを巻き込んだ議論の戦場となってきました。特にアメリカでは地球温暖化が起きるかを巡り、科学者と政治家が双方の陣営に分かれて争ってきたことがよく知られます。

共和党は温暖化問題に懐疑的で、民主党は積極的な関心を向けてきました。二〇〇九年には、イースト・アングリア大学のメールサーバから気象学研究者のメールが流出し、その会話の内容から、地球温暖化の根拠とされたグラフに改ざんがあったのではないかと疑惑を抱いた論者がメディアを騒がせたこともありましたが(気候研究ユニット・メール流出事件あるいはクライメートゲート事件)。

学際的な研究が学問の世界に閉じず、このような政治論争に至ってしまう背景には、主に次の二つの要因があります。第一に、まさにその分野が、社会の中にある複雑な課題を扱うことができているために、学術コミュニティを超えて人々の関心を惹きつけて、論争が誘発されやすくなります。

第二に、多くの人に関わるのに、そうした複雑な問題を扱う研究は、まさに複雑であるがゆえに、はっきりと物事に白黒を付ける答えは出せません。ゆえに、対立が継続してしまいます。これは、人文社会科学だけではなく、自然科学的な方法論が使われている場合でもさほど変わりません。

自然科学と社会の双方に関わる複雑な問題は、それが切迫した主題であるほど、自然科学をもってしても、明確な答えがすぐに出せない場合が多いのです。たとえば、公害による健康リスクのように、時間をかけて(あるいは人体実験に

より)検証すれば答えが出るかもしれないが、社会的にそれは困難であるという
ような場合があります。もしくは倫理的な問題のように、もともと科学では答え
が求められない性質の問いを含んでいる場合もあります。クローン人間を造って
よいか、といった問題がその例です。

特に現実の社会問題が関わる場合、時間の問題は重要な要素です。たとえば地
球温暖化の場合は、「予測の正しさが証明されたときには相当な犠牲者が出てし
まう」というジレンマが存在します。そのため、研究が導く解答が確実だとは言
い切れない状況でも、「どうすべきか」という意思決定に貢献することが期待さ
れます。科学的に確定が困難な要素を含む問題だが、「今現在」社会的合意が必要
となってしまうのです。

地球温暖化問題においては、問題が起きる前に手を打つ「予防原則」の立場か
ら、気候変動条約やCO₂削減といった様々な政策的措置が動き出しました。結
果として、反対する人は「科学的な結論が不確定なうちに政治が動き出した」との
印象を抱き、研究の不備や政治的偏向を主張したりして論争が続くことになった
のです。

このような状況を否定的に捉えて、政治論争が起きるような学問はまともでな
い、政治的中立性がないとの結論に飛んでいく人もいます。あるいはその逆で、
科学的な検証を行って出した答えに反対する人がいるなんて信じられない、理性
的ではないと叩く人もいます。

私自身は、(中略)カントのように、論争の存在自体を肯定的に捉える立場で
す。それも、彼よりは一歩踏み込んで、ある学問が人間社会に関わる切実な対象
を扱うほどに、その学術的な論争と、政治的論争との間の境目が不明確になって
いくのはやむを得ないし、だからこそ論争が必要だと思っています。それは、人
間の認識能力の不完全さと、対象の複雑さが合わさったとき、何らかの政治性
が生まれてしまうことは避けがたいと考えているからでもあります(なお私は、
「政治的(political)であること」と「党派的(partisan)であること」を区別していま
す。前者は「市民生活においてどの価値を優先するか」ということ、後者は「誰の
味方か」という人間関係的な側面のことです)。

環境科学の例が示すように、どんな学問分野をもってしても、完全に世界を認

識し、記述できるシステムはありません。もしそんなシステムがあるとしたら、それはこの世界そのものに他ならないでしょう。それ以外のものは、どれだけ確かな方法を駆使したとしても、不完全なものでしかあり得ません。何らかの形で、必ず情報が欠落しているのです。どの情報を減らすかは各分野の選択であり、それは一種の価値観の反映でもあります。

そのため、複雑な系、たとえば経済活動のような人間社会の営みや、自然界であっても気象現象のような複雑な対象の予測はしばしば当たりません。すると、研究結果の導く結論をめぐり、対立する意見が不可避に生じることになります。特にそれが、経済政策や環境政策のように、何らかの具体的なアクションを想定している場合は尚更です。複雑な系を扱うがゆえの不確実性も政治を呼ぶのです。

そのことに加えて、そもそも、ある社会的課題を扱う/扱わない、という選択自体が、既に一定の政治性を帯びています。研究に関与する研究者がどれだけ誠実に、理性的に、学問の基準に則して行動しようとも、あるテーマを選ぶというその行為自体は、社会における何らかの立場表明としての意味を持つのです。このことに、人文社会系、理工医系の差はほとんどありません。

たとえば、「適切な多数決投票の方法を数学的に検証する」のようなテーマを研究したい経済学者がいるとしましょう。一見、特別な政治性は感じないかもしれませんが、独裁政権の支配する国であれば、「国民による多数決を行う政体を想定している」ために警戒されるかもしれません。

それは独裁政権がおかしいだけではないかという話ではなく、ここで言いたいのは、少なくともそのようなテーマが彼らにとっては全く「中立」に映らないだろうということです。もし私たちにとってその主題が「中立的」に見えるとしたら、それは私たちが「民主主義は当然のこと」という価値観が普及した地域にいて、他の価値観をさほど想定せずに済んでいるからです。

理系が関わる例でも事情は変わりません。一九七〇年代～八〇年代の日本では、環境問題を研究テーマに選ぶ理系学生は民間企業での就職が大変になるといわれていました。マジョリティが環境問題に関心がなかった時代、敢えて環境^あに関心を持つことは「偏ったこと」とみなされかねなかったのです。現代ならこの感

覚はむしろ逆でしょう。

「地球環境を気にかけること」も「民主主義を自明視すること」も、それぞれ一つの価値観であり、政治的信念の一種です。ただ、その価値観がマジョリティにとって一般的になっている時代、地域ではそのことが目立たないだけです。

もちろん、「テーマの選択が政治性を持つ」ことは仕方ないにしても、それは研究の過程に政治性が入り込むこととは違うのではないか、という指摘は可能です。

たとえば、公害問題や、歴史上の虐殺事件といった問題に対し、ある組織や人物にとって不利になる証拠を隠蔽した上で論文を書いたとしたら、それは「政治的」かつ「党派的」なデータの隠蔽ですし、研究不正に等しい行いです。

論争になりやすいのは逆のケース、すなわち証拠として用いる材料を広げる場合です。たとえば、教育を受けた役所の人間が残した文書記録や、定量的に計測可能な証拠といった従来も用いられていた判断材料だけではなく、知的障害をもつ人の数十年前の記憶や、コンピュータによるシミュレーションなど、確実さにおいて劣る要素を持ち込む場合、前者は「実証的」だが後者は違うとして、拒否されることがあります。そして、そのような不確かなものを研究の材料に使うのは、政治的な意図があるからだとして糾弾されたりするのです。

事例ごとに事情は違うので、一般化は困難なのですが、科学史を踏まえて私が思うのは、どちらかといえば、検証する対象を増やす方が、検証の厳密さを求めてそれを避けるよりは実りが多いのではないかということです。

先の例でいえば、二〇一八年現在、日本では過去の優生政策により障害者に対する強制的断種手術が行われたことが問題視されていますが、これも最初は当事者の証言を真剣に聞き、証拠となる歴史資料を探した人々の努力がありました。また、地球温暖化問題が前世紀半ば、最初に話題になったときには、それがシミュレーションに基づく推論であることが問題視されましたが、現在はそうした手法が科学的推論の一つとして認知されています。

以上のことを踏まえるならば、むしろ、「複雑な対象を前にして、価値中立を掲げることが持ちうる政治性」こそが念頭に置かれなければなりません。すなわち、マジョリティの価値観に浸っているために自らの政治性が自覚できていない

状態のことを、「中立」という名で呼び変えていないかどうかを、改めて問い直す必要があるでしょう。

それに加えて、人間の理性の限界という問題もあります。実際、本人は真剣に研究をしている場合でも、無意識のバイアス(注)で、ある証拠を完全に見逃し、自分の論点を支持する証拠ばかり集めるということがありうるからです。一九世紀において、女性の知性が男性に劣るとの見解を出したいくつかの研究には、明らかにこのような傾向がみられました。

同時に言えるのは、「学問は現実の対象に近づくほど不可避の政治性を帯びる」ということを踏まえて、それでも学問的方法論に根ざして言葉を紡ぐことの大切さです。物理学のような法則定立的な方法にしる、歴史学のような個性記述的な方法にしる、定量的な社会学のようにその中間的なものにしる、それは世界を認識する異なったやり方として、数世代にわたり様々なテストを生き残り、受け継がれてきた人類の遺産なのです。

私たちはバイアスのかかったやり方でしか世の中を見ることはできませんが、諸分野の方法というのは、地域や文化を超えて人々が選び取ってきた、いわば、体系的なバイアスです。体系的なやり方で、違う風景を見て、それを継ぎ合わせる。または違う主張を行いながらも、それを多声音楽のように不協和音も込みで重ねあわせていく。そのことにこそ、様々な分野が存在する本当の意義があるのではないのでしょうか。

出典：隠岐さや香『文系と理系はなぜ分かれたのか』(星海社、2018年)(出題に際して、文章の一部と見出しを省略し、表記、字体等を改めた。)

(注) バイアス：先入観、偏り。

問 1 下線部②「自然科学の方法論で人文社会科学の領域を扱うときに起こりやすい対立の構図が典型的に現れている」とあるが、本文で取り上げた例では、どのような構図が生じたとされているか、説明しなさい。(250字以内)

問 2 下線部①「人間の認識能力の不完全さと、対象の複雑さとが合わさったとき、何らかの政治性が生まれてしまうことは避けがたい」とはどういうことかを本文に即して説明し、それを踏まえて、下線部②「むしろ、『複雑な対象を前にして、価値中立を掲げることが持ちうる政治性』こそが念頭に置かれなければなりません」とはどういうことか、本文に即して説明しなさい。
(500 字以内)

採点記入欄

小論文解答用紙（法学部）

注意
※採点記入欄
には何も記
入しないこ
と。

問 2

				5					10					15					20					25
5																								
10																								
15																								

※採点欄

R—8 ㊦

受験番号	B						
------	---	--	--	--	--	--	--

解答用紙番号
小論文0—2

72—0—2

採点記入欄

小論文解答用紙（法学部）

座席番号			
------	--	--	--

（下の座席番号欄にも記入すること。）

注意
※採点記入欄には何も記入しないこと。

2

問 1

	5	10	15	20	25
5					
10					

（裏面に続く）

※採点欄

選抜区分
B

R—8 ㊦

注意

1. この欄の座席番号も必ず記入すること。
2. ※採点表には何も記入しないこと。

解答用紙番号
小論文0—2

72—0—2

座席番号		

10 11 12

※採点表		
問題 2		

13 14 15

小論文解答用紙 (法学部)

注意
※採点記入欄
には何も記
入しないこ
と。

問 2

5

10

15

20

25

5

10

15

20

※採点欄